

事 務 連 絡
令 和 2 年 4 月 2 2 日

都道府県
各 指定都市 生活保護担当課 御中
中 核 市

厚生労働省社会・援護局保護課

令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金の生活保護制度上の取扱い方針について

生活保護行政の推進につきましては、平素から格段の御配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

今般、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」（令和2年4月20日閣議決定）（別添1）において、「子育て世帯への臨時特別給付金」の給付が盛り込まれ、「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言の下、生活の維持に必要な場合を除き、外出を自粛し、人と人との接触を最大限削減する必要がある。医療現場をはじめとして全国各地のあらゆる現場で取り組んでおられる方々への敬意と感謝の気持ちを持ち、人々が連帯して、一致団結し、見えざる敵との闘いという国難を克服しなければならない」とされているところです。

これを踏まえ、当該給付金について、「令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金について」（令和2年4月13日府子本第440号内閣府子ども・子育て本部統括官通知）（別添2）が示され、この中で、施策の目的について、「新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯の生活を支援する取組の一つとして、児童手当（本則給付）を受給する世帯（0歳～中学生のいる世帯）に対し、臨時特別の給付金（一時金）を支給する」とされ、対象児童について、「児童手当（本則給付）の令和2年4月分の対象となる児童（3月分の対象となる児童含む）」とされており、これに基づけば、対象児童のいる被保護世帯の支給対象者も給付の対象とされる予定です。

被保護者に当該給付金が給付されることとなった場合の収入認定の取扱いについては、こうした趣旨・目的に鑑み、収入として認定しない取扱いとする方針でありますので、各自治体においてご了知いただくとともに、都道府県におかれましては、管内実施機関に対する周知をお願いいたします。

なお、当該取扱いに関する詳細について、近日中に別途お示しする予定ですので、申し添えます。

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策～国民の命と生活を守り抜き、経済再生へ～
(令和2年4月20日閣議決定) (抜粋)

第2章 取り組む施策

Ⅱ. 雇用の維持と事業の継続

4. 生活に困っている人々への支援

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言の下、生活の維持に必要な場合を除き、外出を自粛し、人と人との接触を最大限削減する必要がある。医療現場をはじめとして全国各地のあらゆる現場で取り組んでおられる方々への敬意と感謝の気持ちを持ち、人々が連帯して、一致団結し、見えざる敵との闘いという国難を克服しなければならない。このため、感染拡大防止に留意しつつ、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行うこととし、一律に、一人当たり10万円の給付を行う。さらに、子育て世帯に関しては、児童手当（本則給付）を受給する世帯に対し、その対象児童一人当たり1万円を上乗せする臨時特別の給付金を支給する。これらの給付金について、所得税及び個人住民税を非課税とする措置等を講ずる。

- ・ 子育て世帯への臨時特別給付金（内閣府）

府子本第 440 号

令和 2 年 4 月 13 日

各 都道府県知事 殿

内閣府子ども・子育て本部統括官
(公 印 省 略)

令和 2 年度子育て世帯への臨時特別給付金について

先般、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」(令和 2 年 4 月 7 日閣議決定)において、「子育て世帯に関しては、児童手当(本則給付)を受給する世帯に対し、その対象児童一人あたり 1 万円を上乗せする臨時特別の給付金を支給する。」とされたところです。これを受け、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯の生活を支援する取組の一つとして、児童手当(本則給付)を受給する世帯(0 歳~中学生のいる世帯)に対する令和 2 年度子育て世帯への臨時特別給付金(以下「給付金」という。)を令和 2 年度補正予算案に計上しています。

この事業の概要は別紙の通りであり、市区町村が給付金を支給する事業を対象とし、国が補助金(補助率 10/10)を交付するという方式としているところであるので、実施に当たっては事業を行う市区町村や市区町村を支援いただく都道府県のご協力が必要です。

具体的な実施方式については、現在住民からの申請を不要とすることを検討中ですが、地方公共団体のご意見をお伺いしながら、できる限り市区町村の事務負担の少ない簡便な仕組みにより実施できるように努めますので、子育て世帯の方々に迅速に給付金をお届けできるよう、是非とも本事業の実現にご協力いただくことをお願いいたします。

本通知の趣旨については、貴都道府県内の市区町村に対しても、ご連絡いただきますようお願い申し上げます。

記

1 施策の目的

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯の生活を支援する取組の一つとして、児童手当（本則給付）を受給する世帯（0歳～中学生のいる世帯）に対し、臨時特別の給付金（一時金）を支給する。

2 事業の実施主体と経費の負担

- ・実施主体は市区町村
- ・実施に要する経費（給付事業費及び事務費）について、国が補助（10/10）

3 支給対象者

対象児童に係る令和2年4月分（3月分を含む）の児童手当（本則給付）の受給者

4 対象児童

児童手当（本則給付）の令和2年4月分の対象となる児童（3月分の対象となる児童含む）

3月31日までに生まれた児童が対象。新高校1年生を含む。

5 給付額

対象児童1人当たり1万円

6 給付の方法

- ・市町村から支給対象者へ給付金の案内チラシ・希望しない場合等の申出書の送付
- ・児童手当登録銀行口座等への振込
公務員については、所属庁が支給対象者であると証明した上で、本人が居住市町村に申請。

7 給付開始日

市区町村において決定（緊急経済対策の趣旨を踏まえ、迅速な給付開始を目指すものとする）

8 その他

国の令和2年度補正予算（第1号）案が成立し、これを受けた各市区町村の令和2年度補正予算が成立した後、ただちに本事業を実施できるようご準備いただくことをお願い申し上げます。

以上